

岡山県中学校技術・家庭科研究会規約

(名称)

第1条 本会は岡山県中学校技術・家庭科研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は技術・家庭科教員相互の連絡を密にし、資質の向上を図り、且つ本教育の振興のための諸問題について研究する。

(事業)

第3条 本会は本教育に関する各種研究会に協力し且つ協議会、講習会その他、教育振興に関する事業を行う。

(会員)

第4条 本会の会員は、岡山県下の中学校に在職する技術・家庭科関係教員、および本教育振興に対して関心と熱意を有する人々をもってする。

(会計)

第5条 本会の経費は岡山県教育研究会からの助成金およびその他の収入をもって支出する。また、会計担当者を置く。

(役員)

第6条 本会の役員は次の通りである。

- 1 会長 1名 2 副会長 3名(但し1名は家庭担当)
- 3 理事 各支部単位に技術担当・家庭担当各1名
但し、岡山市は、技術担当・家庭担当各3名
倉敷市は、技術担当・家庭担当各2名とする。
- 4 常任理事 8名程度
各研究ブロックごとに技術担当・家庭担当各1名ずつとするが、
岡山市は2名ずつとする。
- 5 監事 2名
- 6 研究部長 2名(技術担当・家庭担当各1名ずつとする)
- 7 専門部担当 若干名
- 8 書記・会計 若干名
- 9 顧問 若干名

役員任期は3か年とする。但し、留任することができる。役員に欠員を生じた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選出)

- 第7条
- 1 会長・副会長は、理事の互選または理事会の推薦による。
 - 2 理事は、各支部単位内会員の互選または、推薦による。常任理事は理事の互選または会長の推薦による。
 - 3 監事は、理事会の推薦による。
 - 4 研究部長・専門部担当・書記・会計は、会長の委嘱による。
 - 5 顧問は、本教育に関心のある学識経験者について本会から委嘱する。

(役員の仕事)

- 第8条
- 1 会長は、本会を代表するとともに、会議の議長となる。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在または事故ある場合においてはその職務を代理する。
 - 3 理事は、本会の諸行事の企画および予算決算の審議に参加し、各支部単位内の事務および本会との連絡にあたる。
 - 4 書記は、総会および理事会の審議を記録し、各種の会合について通知する。
 - 5 会計は、本会の全ての会計事務を執り、総会にその収支を報告する。
 - 6 ロボットコンテスト担当は、ロボットコンテスト大会の企画・運営を行う。
 - 7 ものづくり担当は「創造ものづくりフェア」及び「木工チャレンジコンテスト」の庶務を担当する。
 - 8 生徒作品展担当は県内外で行われる生徒作品展に関する庶務を担当する。

- 9 編集担当は「技術・家庭科総合ノート」の編集及び研究集録の作成にあたる。
- 10 顧問は、本会振興のため協力と助言を与える。
- 11 監事は、本会の会計を監査する。

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は総会の決議による。

(集会)

- 第10条 1 総会 毎年度始めに開く。会員全員の参加を原則とする。但し理事会をもって総会に代えることができる。
- 2 理事会 会長または理事の過半数が必要を認めた場合に、会長が招集する。会長、副会長、常任理事、理事、事務局、監事、技家ノート編集長、研究部長、大会事務局の参加を原則とする。
- 3 常任委員会 必要に応じて、会長が招集する。会長、副会長、常任理事、事務局、監事、技家ノート編集長の参加を原則とする。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

附 則

- 第1条 本会の事務局は、会長がこれを定める。
- 第2条 本規約は、昭和37年12月15日より実施する。
- 第3条 昭和48年一部改正
- 第4条 昭和50年一部改正
- 第5条 平成元年一部改正
- 第6条 平成4年一部改正
- 第7条 平成13年6月6日、一部改正
- 第8条 平成17年7月11日、一部改正
- 第9条 平成21年5月25日、一部改正
- 第10条 平成23年2月14日、一部改正
- 第11条 平成25年2月14日、一部改正
- 第12条 平成30年6月5日、一部改正

細 則

- 第1条 本会の目的を果たすために以下の専門部を置く。
ロボットコンテスト部・ものづくり部・生徒作品展部・編集部
- 第2条 本会は、本会の目的を達するために、必要に応じて特別委員会を置くことができる。
- 第3条 副会長・常任理事・理事および事務局員は、第1条の専門部を分掌する。
- 第4条 事務局は書記・会計の他、会長が指名する若干名を加えて構成する。
- 第5条 各支部・常任理事のブロックは、別途定める。
- 第6条 本細則は平成25年4月1日より実施する。
- 第7条 平成30年6月5日、一部改正

